

●こんなときはかならず届け出を●

	こんなとき	もっていきもの
国保に加入	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
	生活保護をうけなくなつたとき	保護廃止決定通知書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保を脱退	他の市区町村へ転出したとき	保険証、印かん
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
	生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	外国籍の方が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなつたとき	保険証、印かん
	住所、世帯主、氏名などが変わつたとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなつたとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
	長期出張などで別個の保険証が必要なとき	保険証、印かん

上記以外のものが必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係 ☎985-4107

医療保険

国民健康保険の届出はお済みですか

皆さん、自分たちの安心ある暮らしに医療保険がある、ということにお気づきですか。私たち、誰もが国民健康保険又は職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）のいずれかの医療保険に加入しなくてはいけません。そして国民健康保険とは、職場の健康保険と違い各

自の責任で加入又は脱退の届出をしなければなりません。届出が遅れることでおこるためにも、すみやかに届出をしましょう。

○国保の加入届出が遅れるとき

会社などを退職したときから国保に加入の届出をするまでの間にかかる医療費は、全額自己負担になります。国民健康保険税は、被保険者になった時点（会社などを退職した日の翌日）までさかのぼつて納めることになります。

○国保の脱退届出が遅れるとき

保険証の返還を忘れて、保険証の返還を忘れて、

※国保に加入又は脱退の手続きは14日以内に

国保では、家族の一人ひとりが、被保険者ですが、加入は世帯単位になり、届出や保険税の納付義務者は、原則として世帯主となります。

亡くなられた方が年金を受けられていた場合、社会保険庁や共済組合などへ死亡届などを提出し、年金の支給を終了するための手続きが必要となります。

また、まだ年金を掛けられていた方の中にも、年金の手続きが必要な場合がありますので、お知らせします。

次の各項目を参考のうえ、該当する窓口で手続きの有無や、届出に必要となる書類などについての確認をお願いします。

うつかり国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費を払い戻さなければなりません。また、新たに加入した健康保険制度の保険料と国保税を二重に納めることになります。

年金

亡くなられた方の年金の手続きについて

年金

障害基礎年金
遺族基礎年金
寡婦年金

町民課年金係
☎985-4106

②国民年金以外の場合
厚生年金関係の年金
☎925-5110

社会保険事務所給付課
☎925-5110

共済組合関係の年金
恩給関係の年金
各共済組合の事務局
総務省人事・恩給局
☎03-5273-1400

①国民年金のみ加入の場合
町民課年金係
☎985-4106

②他の制度に加入の場合
厚生年金のみ又は厚生・国民年金両方
社会保険事務所
☎985-4106

①国民年金の場合
老齢基礎年金
(旧)老齢年金
(旧)通産老齢年金
障害年金

社会保険事務所給付課
☎925-5110

加入していた共済組合

共済組合